

定 款

社会福祉法人 高寿会

社会福祉法人高寿会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(ロ) 老人デイサービス事業の経営

(ハ) 老人居宅介護等事業（訪問介護事業所）の経営

(ニ) 老人介護支援センターの経営

(ホ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人高寿会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岩手県陸前高田市高田町字東和野67番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員9名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事3名、事務局員2名、外部委員4名の合計9名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の3名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とする。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度、評議員の互選で定める。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、議長及び評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成、これに署名又は記名捺印しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名
 - (2) 監事 3名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名は業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 役員報酬については、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度、理事の互選で定める。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、議長、監事及び理事のうちから選出された議事録署名人2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成、これに署名又は記名捺印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 300万円

(2) 岩手県陸前高田市高田町字東和野67番地、37番地1 字太田68番地10、68番地11、68番地12、70番地6、78番地1、78番地2、79番地、161番地 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造瓦葺平家建、種類、老人ホーム（デイサービスセンター、在宅介護支援センターを含む）1棟 4,798.62平方メートル

(3) 前号と同字、同番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、種類、機械室 1棟 5.04平方メートル

(4) 岩手県陸前高田市高田町字鳴石52番地31、52番地35、52番地19 所在の木造かわらぶき平家建、種類、老人デイサービスセンター 1棟 285.22平方メートル

(5) 岩手県陸前高田市高田町字中和野87番地1 所在の木造ルーフィングぶき平家建、種類、老人福祉施設 1棟 274.08平方メートル

- (6) 岩手県陸前高田市高田町字中和野 87 番 1、87 番 3、87 番 4 土地 2, 112 平方メートル
- (7) 岩手県陸前高田市高田町字山苗代 43 番 1 土地 12, 486.63 平方メートル
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 36 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、陸前高田市長（以下「市長」という。）の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 訪問入浴介護の事業
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なけ

ればならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

(合併)

第40条 合併しようとするときは、評議員会の決議を得て、市長の認可を受けなければならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人高寿会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選出を行うものとする。

理事長	河 野 幸 男
理 事	熊 谷 正 太
”	佐々木 亮 一
”	馬 場 千代治
”	黄川田 敏 夫
”	鵜 浦 喜 八
”	河 野 通 義
”	新 井 孝 夫
”	熊 谷 哲 彌
”	高 橋 正 昭
監 事	大 坂 新三郎
”	菅 野 金 雄
”	村 上 惣一郎

附則

この定款は、昭和63年5月10日から施行する。

附則

この定款は、平成元年5月22日から施行する。

附則

この定款は、平成5年3月10日から施行する。

附則

この定款は、平成6年7月20日から施行する。

附則

この定款は、平成8年7月30日から施行する。

附則

この定款は、平成10年12月25日から施行する。

附則

この定款は、平成12年1月17日から施行する。

附則

この定款は、平成12年5月25日から施行する。

附則

この定款は、平成13年10月10日から施行する。

附則

この定款は、平成15年8月29日から施行する。

附則

この定款は、平成16年4月28日から施行する。

附則

この定款は、平成17年4月25日から施行する。

附則

この定款は、平成18年1月5日から施行する。

附則

この定款は、平成18年7月20日から施行する。

附則

この定款は、平成21年2月9日から施行する。

附則

この定款は、平成23年1月18日から施行する。

附則

この定款は、平成23年10月18日から施行する。

附則

この定款は、平成24年12月6日から施行する。

附則

この定款は、平成25年2月19日から施行する。

附則

この定款は、平成25年6月21日から施行する。

附則

この定款は、平成26年6月26日から施行する。

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この定款は、平成31年3月5日から施行する。

社会福祉法人高寿会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人高寿会（以下「法人」という。）定款第43条の規定により、法人の管理運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第2条 定款第5条の規定にかかる評議員は、次の資格を有する者より評議員選任・解任委員会において選任するものとする。

- (1) 本法人の設置経営する施設が所在する地域の代表者。
- (2) 社会福祉事業に関心をもち、又は学識経験を有する者。
- (3) 市内各地域において、様々な形で中心的な役割を果たしている者。
- (4) その他、本法人の趣旨に賛同、理解と熱意を示し、本法人に寄与すると認められる者。

(招集手続)

第3条 理事長は、毎年度6月に評議員会を招集しなければならない。

- 2 理事長は、必要と認めるときは、臨時に評議員会を招集することができる。
- 3 理事長は、評議員会を招集するときは、招集の日時、場所及び会議に付すべき議案を、開会日の1週間前までに書面をもって各評議員に通知しなければならない。
- 4 前項の書面には、提出議案書を添付しなければならない。

(招集手続の省略)

第4条 前条の規定にかかわらず急を要する場合、又は止むを得ない場合はこの限りではない。ただし、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(開会)

第5条 理事長は、開会の定刻にいたり、出席した評議員の数を確認し、定款に定めた評議員会の成立及び議決の定足数を充足したことを確認したのち開会を宣言し議長を選任するものとする。

(関係者の出席)

第6条 議長は必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、運営状況等必要事項について説明させることができる。

(議事録)

第7条 評議員会議事録には、開催の日時、場所、出席した評議員及び欠席した評議員の氏名、提出議案の標題、議案に対する発言要旨及び議決結果を記載しなければならない。

2 理事長は、議事録の正確を期するため、適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させるものとする。

3 議事録の署名又は記名押印は、出席した理事長、議長及び評議員のうちから選出された議事録署名人2名が行うものとする。

4 議事録は、提出議案書及び報告書を添付して保存する。

(欠席評議員への結果の送付)

第8条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に、評議員会における審議の概要及び議決結果を記載した書面を評議員会終了後7日以内に送付しなければならない。

第3章 監事及び監査

(監事の選任)

第9条 定款第15条の規定にかかる役員のうち監事については、理事会において選考し、評議員会で選任する。監事のうち1名は社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査しうる者であること、1名は社会福祉事業について知識経験を有する者が加わっていることとする。

(監査の実施)

第10条 定款第32条に規定する監事の決算監査は、事業年度終了後3か月以内に実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、本法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(監査結果報告書)

第11条 監事は定期的に監査結果報告書を作成し、理事会及び陸前高田市長（以下「市長」という。）に報告しなければならない。

2 財産の状況又は業務の執行につき不整の点があることを発見したときは、市長に報告しなければならない。

第4章 理事及び理事会

(理事の選任)

第12条 定款第15条の規定にかかる役員のうち理事については、次のいずれかの条件を満たす者より、理事会において選考し、評議員会において選任する。

- (1) 本法人が設置経営する施設の長。
- (2) 本法人の設置経営する施設が所在する地域の代表者。
- (3) 社会福祉事業に関心をもち、又は学識経験を有する者。
その数は理事定数の4分の1以上であること。
- (4) その他、本法人の趣旨に賛同、理解と熱意を示し、本法人に寄与すると認められる者。

(招集手続)

第13条 理事長は、毎年度3月と6月に理事会を招集しなければならない。

- 2 理事長は、必要と認めるときは、臨時に理事会を招集することができる。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、招集の日時、場所及び会議に付すべき議案を、開会日の1週間前までには書面をもって各理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 前項の書面には、提出議案書を添付しなければならない。
- 5 前項2項について、急を要する場合、又は止むを得ない場合は、この限りではない。
ただし、理事の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(開会)

第14条 理事長は開会の定刻にいたり、出席した理事の数を確認し、定款に定めた理事会の成立及び議決の定足数を充足したことを確認したのち開会を宣言し議長を選任するものとする。

(関係者の出席)

第15条 議長は必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、運営状況等必要事項について説明させることができる。

(議事録)

第16条 理事会議事録には、開催の日時、場所、出席した理事、監事及び欠席した理事、監事の氏名、提出議案の標題、議案に対する発言要旨及び議決結果を記載しなければならない。

- 2 理事長は、議事録の正確を期すため、適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させるものとする。
- 3 議事録の署名又は記名押印は、出席した理事長、議長、監事及び理事のうちから選出された議事録署名人2名が行うものとする。
- 4 議事録は、提出議案書及び報告書を添付して保存する。

(欠席理事、監事への結果の送付)

第17条 理事長は、理事会に欠席した理事、監事に、理事会における審議の概要及び議決結果を記載した書面を理事会終了後7日以内に送付しなければならない。

第5章 顧問

(顧問)

第18条 本法人に、理事会が評議員会の同意を得て選任した学識経験を有する顧問を置くことができる。

第6章 役員の選任

(役員選任手続)

- 第19条 理事長は、役員の任期満了直前の理事会において、次期役員となるべき者から予め履歴書の提出を求め評議員会の選任を得たうえで選任通知書を交付しなければならない。
- 2 選任された役員は、就任承諾書（実印を使用し、印鑑登録証明書を添付。）を理事長あてに提出しなければならない。

(補欠役員選任手続)

第20条 補欠役員の選任については、前条の規定を準用する。

第7章 評議員の選任

(評議員選任手続き)

- 第21条 理事長は、次期評議員候補者から予め履歴書の提出を求め評議員専任解任委員会の選任を得たうえで選任通知書を交付しなければならない。
- 2 選任された評議員は、就任承諾書（実印を使用し、印鑑登録証明書を添付。）を理事長あてに提出しなければならない。

(補欠評議員選任手続)

第22条 補欠評議員の選任については、前条の規定を準用する。

第8章 事務局

(事務局の分掌事務及び職員の職務)

第23条 本法人に事務局を置き、分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。
- (2) 評議員会、理事会、監事会に関すること。
- (3) 諸規定に関すること。
- (4) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 登記事務に関すること。
- (6) 事業計画及び予算に関すること。
- (7) 事業報告及び決算に関すること。
- (8) 資金の計画、調達及び運用に関すること。
- (9) 定款第1条に規定する事業の推進に関すること。
- (10) その他理事長が必要と認めたこと。

2 事務局に次の職員を置き、その職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長
事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (2) 事務員
事務に従事する。

3 事務局長、事務員は理事長が任命する。

第9章 事務処理

(決裁)

第24条 理事長及び施設長の専決、代決については、次の規定に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人高寿会代決専決規程（平成元年規程第6号）

(公印)

第25条 公印及びその取り扱いについては、次の規定に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人高寿会公印取扱規程（平成元年規程第5号）

(文書)

第26条 文書の取り扱いについては、次の規定に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人高寿会文書取扱規程（平成元年規程第7号）

第27条 この法人は、次の事業を行う。

- (1) 特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム高寿園介護老人福祉施設）の設置経営
- (2) 老人短期入所事業（高寿園指定短期入所生活介護事業所）の設置経営
- (3) 老人デイサービス事業（高寿園デイサービスセンター指定通所介護事業所）の設置経営
- (4) 老人デイサービス事業（高田デイサービスセンター指定通所介護事業所）の設置経営
- (5) 老人デイサービス事業（東部デイサービスセンター指定通所介護事業所）の設置経営
- (6) 老人居宅介護等事業（高寿園指定訪問介護事業所）の設置経営
- (7) 老人介護支援センター事業（高寿園在宅介護支援センター事業所）の設置経営
- (8) 老人介護支援センター事業（東部在宅介護支援センター事業所）の設置経営
- (9) 居宅介護支援事業（高寿園指定居宅介護支援事業所）の設置経営
- (10) 居宅介護支援事業（東部指定居宅介護支援事業所）の設置経営
- (11) 訪問入浴介護事業（高寿園指定訪問入浴介護事業所）の設置経営
- (12) 小規模多機能型居宅介護事業（なごみの家小規模多機能型居宅介護事業所）の設置経営
- (13) サービス付き高齢者向け住宅（ひだまりの丘サービス付き高齢者向け住宅ほっこり家）の設置運営

附 則

この定款施行細則は、平成13年10月1日から施行する。

この定款施行細則は、平成21年3月30日から施行する。

この定款施行細則は、平成22年12月27日から施行する。

この定款施行細則は、平成24年10月31日から施行する。

この定款施行細則は、平成25年1月25日から施行する。

この定款施行細則は、平成25年6月21日から施行する。

この定款施行細則は、平成29年4月1日から施行する。

この定款施行細則は、平成31年3月5日から施行する。